

④リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（2）業種の特性に応じた労働災害防止対策

①小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

②陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - （ア）足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - （イ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （ウ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （エ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （オ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （カ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

（3）業種横断的な労働災害防止対策

①労働者の作業行動に起因する労働災害防止 対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

②高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

③交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記 10（1）～ 10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮